

令和7年10月8日

報道各位

新潟市病院事業管理者

職員の処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

新潟市民病院における医療用麻薬の不適切な処置事案について

(1) 処分の内容

(本人：A)

被処分者 看護部 看護師 30歳代

処分内容 懲戒処分 減給1箇月

処分年月日 令和7年10月8日

(本人：B)

被処分者 看護部 看護師 20歳代

処分内容 懲戒処分 戒告

処分年月日 令和7年10月8日

(管理監督責任者)

行政上の措置として、部次長級職員を「文書注意」とした。

(2) 処分事案の概要

令和6年8月、患者の痛みを抑えるために投与されている医療用麻薬について、主治医が作成した増量を指示する処方箋の内容について確認を取ろうとしたが、主治医と連絡が取れなかった。

Aは、患者に投与中の薬剤が無くなりかけていたことから、投与中のものと同じ内容の処方箋を作成し、その内容で患者に投与するようBに指示をした。Bは、Aの指示のとおり、患者に医療用麻薬を投与した。

(3) 処分にかかる病院事業管理者コメントとして

薬剤の危険性を十分に理解している医療従事者でありながら、厳格な取扱いをしなければならない医療用麻薬について、このような不適切な処置を行ってしまい、市民の皆様の市民病院に対する信頼を著しく損なう結果となりましたことについて深くお詫び申し上げます。

今後は、同様の事態を二度と起こさぬよう、職員に対し、公務員及び医療従事者としての自覚を喚起し、より一層、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

お問い合わせ先

新潟市民病院管理課 課長補佐 遠藤

電話 025-281-5151

※お問い合わせについては、本日午後7時までにお問い合わせいたします。